

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、株主の皆様にとっての企業価値を高める上で、コーポレート・ガバナンスの確立は重要な課題であると考えており、経営の効率化と透明性の向上に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川 村 治	1,402,453	11.46
ビービーエイチフォーフィディティーロープライズストックファンド(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,158,900	9.47
真 木 勝 次	985,699	8.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	803,964	6.57
秋 本 道 弘	646,939	5.28
ジェイコムホールディングス株式会社	260,000	2.12
テー・オー・ダブリュー従業員持株会	213,153	1.74
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	125,100	1.02
佐 竹 一 郎	120,200	0.98
小 林 雄 二	93,967	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

—

親会社の有無 更新

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 第一部

決算期 更新

6 月

業種 更新

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新

100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新

100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数 更新

10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
柳 澤 大 輔	他の会社の出身者								○			
倉 見 晴 夫	その他								△			
萩 原 新 太 郎	弁護士								○			
吉 田 茂 生	他の会社の出身者					△						

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
柳 澤 大 輔		○	社外取締役の柳澤大輔氏は株式会社カヤックの業務執行者であります。当社は同社と業務提携関係にあります。	株式会社カヤックの創業者であり、同社代表取締役CEOとしてのデジタルコンテンツ事業経営の知見やネットワークは、今後デジタルに強いリアル・プロモーション会社として、インタラクティブ・プロモーション領域での競争力強化に注力する当社の事業戦略に活かしていただくと判断したため、社外取締役候補者いたしました。 当社と柳澤大輔氏との間に特別な利害関係はなく、また当社の取引先である株式会社カヤックの業務執行者であります。当社としては、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
倉 見 晴 夫	○		社外取締役の倉見晴夫氏は2010年7月まで、株式会社電通の顧問でした。当社は株式会社電通との間にプロモーション等に関する案件受注の取引関係があります。	これまで当社の監査役として、重要な会議へ出席し、当社業務に精通されています。また、業務執行の監査を通じて当社にとって有用な意見や提言を多くいただいております。こうした実績を踏まえ、社外取締役候補者いたしました。 当社と倉見晴夫氏との間に特別な利害関係はなく、また当社の取引先である株式会社電通の顧問を既に退任されているため、客観的立場から当社経営の監督および適切な助言を十分に期待できると判断しております。
萩 原 新 太 郎	○	○	社外取締役の萩原新太郎氏は芝総合法律事務所のパートナー弁護士として所属しております。当社は同事務所から顧問契約等に基づき法律面での助言を受けております。	法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役候補者いたしました。 当社と萩原新太郎氏との間に特別な利害関係はなく、また当社は同事務所から顧問契約等に基づき法律面での助言を受けておりますが、当社としては、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
				金融機関における長年の業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有して

吉田茂生	○	○	社外取締役の吉田茂生氏は2006年5月まで、株式会社三菱東京UFJ銀行の常務執行役員でした。当社は株式会社三菱東京UFJ銀行との間に預金、借入等の取引関係があります。	おられるため、当社の業務執行の監督・監督が適切有効になされることから、社外取締役候補者といたしました。 当社と吉田茂生氏との間に特別な利害関係はなく、また当社の取引先である株式会社三菱東京UFJ銀行を既に退職されているため、当社としては、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたしました。
------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新					
	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	0	0	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新		あり			
当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新					
監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を配置していませんが、管理本部総務チームの担当スタッフが監査等委員会の資料等の準備、事前配布及び情報の伝達を実施しており、必要に応じて内部監査室が職務の補助を行っております。					
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新					

内部監査として、内部監査室(室長1名)が設置されております。内部監査室は前期末までに策定した内部監査計画に基づき、監査等委員、会計監査人との緊密な連携をとりながら業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果は内部監査報告会を開催し、社長と関係役員に文書で報告されております。被監査部署に対しては改善を要する事項についてフォロー監査を実施することにより内部監査の実効性を担保しております。監査等委員は、内部統制システムを活用した監査を実施するとともに取締役会をはじめとし、社内及び(株)ティー・ツー・クリエイティブで開催される重要な会議に出席するほか、監査等委員が選定する監査等委員は、必要に応じて業務執行部門(子会社を含む)から事業の報告を受けるなど、当社の財産の状況に関する調査の実施を通じて、各取締役並びに業務執行部門に対する監督・監査機能を果たしております。また、監査等委員は会計監査人と年5回の監査実施計画や、実施結果についての面談を行っており、必要に応じて会計監査人と意見交換等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。更に、内部監査につきましても、内部監査報告会への参加や、報告書の閲覧、必要に応じ内部監査担当者への質問等を実施することにより監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
------------------------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

(業績連動型報酬制度)
従前より取締役について、その報酬と業績等との連動性を高めることにより、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲士気を高めることにも繋がるとの考えに加え、平成18年度の税制改正により業績連動型報酬(法人税法第34条第1項第3号に定める利益連動給与)の損金算入が認められるようになったことに伴い、導入いたしました。

(ストックオプション制度)
当社は企業価値向上の指標の1つとして業績の向上、その結果としての株価の上昇を考えており、業績向上へのインセンティブとして各取締役等に対し、その期待値に応じた株数をストックオプションとして付与しております。また中長期的には、当社の株価やそれを支える当社連結業績の感応度をより引き上げ、株価上昇による利益だけでなく下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株主の利害と当社取締役の利害を可及的に一致させ、株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めることを目的に、株式報酬型ストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員
---------------------------------	---------------------------

該当項目に関する補足説明 更新

(付与対象者を当該対象者としている理由)
当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対する報酬制度について、当社の株価やそれを支える当社連結業績への感応度をより引き上げ、株価上昇による利益だけでなく下落によるリスクまでも株主と共有することにより、株主の利害と当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の利害を可及的に一致させ、株価上昇及び連結業績向上への意欲や士気を高めるため。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	全員個別開示
---------------------------------	--------

該当項目に関する補足説明 **更新**

（役員報酬の内容）

平成27年6月期における当社の取締役及び監査役に対する報酬の額は、取締役6名に対し、合計219,063千円、監査役3名に対し、合計26,950千円の総額246,013千円であります。なお、報酬等の総額には当事業年度に係る役員賞与61,013千円（取締役6名に対し業績連動型報酬58,013千円、監査役1名に対し、3,000千円）が含まれております。

上記報酬の他、平成20年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が422千円、平成24年9月25日取締役会決議に基づき、取締役1名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が5,320千円、平成25年9月25日取締役会決議に基づき、取締役4名に対してストックオプションとして付与した新株予約権の当期費用計上額が5,565千円あります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で決議された総額の範囲内で、監査等委員でない取締役の報酬等の額については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役の報酬等の額については、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 **更新**

社外取締役ににつきましては、管理本部が事務局として取締役会の資料等の準備、事前配布及び情報の伝達を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

当社は、平成27年9月25日開催の第39期定時株主総会決議により、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行し、取締役（監査等委員である者を除く）7名及び監査等委員である取締役3名を選任しております。

当社取締役会は、業務に精通し、高い専門知識を有する取締役7名（うち1名は社外取締役）と監査等委員である取締役3名（いずれも社外取締役）で構成されており、経営の最高意思決定機関として法令に定める重要事項の決定機能及び各取締役の業務執行に対しての監督機能を果たしております。

「取締役会」は原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催し、経営の基本方針や重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。その他の常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の重要事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行っております。

当社の監査等委員会については、監査等委員である取締役は、社外取締役3名で構成されております。監査等委員会は、公正かつ客観的に監査を行うことを目的に原則月1回定例的に開催しております。また、監査等委員である取締役は、取締役会に出席して取締役の職務の執行状況の監査・監督を行うとともに、会計監査人及び内部監査室との相互連携により、監査の実効性の充実に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能及びコーポレート・ガバナンスを強化し、さらなる企業価値の向上を図るために当該企業統治の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信・有価証券(四半期)報告書・決算説明会資料等を掲載しております。 http://www.tow.co.jp/ir/library/	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部が担当しており、管理本部長を開示責任者に任命しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

実施していません。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 重要

- 1 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が法令・定款を遵守し、倫理を尊重した行動をとるためのコンプライアンス体制の整備については、取締役会の直属機関である「コンプライアンス委員会」により、その構築・徹底・推進を図るとともに、「コンプライアンス基本方針」を全従業員へ配布し、啓蒙活動を実施するものとする。更に、疑義ある行為について当社及び当社子会社の取締役並びに使用人が社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報できる内部通報制度を活用するものとする。

- 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程の定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。取締役及び監査等委員は、それらの情報を閲覧できるものとする。

- 3 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の業務執行に係るリスクについては、リスク管理規程に基づき、取締役会の直属機関である「リスク管理委員会」により、予見されるリスクの分析と識別を行い、各部門のリスク管理の状況を把握し、その結果を取締役に報告するものとする。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基盤として、取締役会を原則月1回定例的に、また必要に応じ臨時的に開催するものとする。その他、常勤取締役会議体として「役員ミーティング」を原則月2回開催し、取締役会決議事項以外の事項を協議するとともに、取締役会決議事項の事前審議を行うものとする。

(2) 取締役会の決定に基づく業務執行の責任者及びその責任、執行手続の詳細については、既に制定されている組織規程、業務分掌規程、職務権限規程によるものとする。

- 5 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社における内部統制システムを構築し、当社及びグループ会社間での内部統制に関する協議、情報の共有化等が効率的に行われる体制を整備する。また、グループ会社における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、内部通報制度の範囲をグループ会社全体とする。

- 6 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に関する指示の実効性に関する事項

監査等委員が必要とした場合、取締役会は監査等委員と協議のうえ、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査等委員会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性と、当該使用人に対する監査等委員からの指示の実効性を確保していくものとする。

- 7 取締役及び使用人が監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制及び監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社及び当社子会社の取締役並びに使用人は当社及び当社グループ会社の業務の進行状況または業績に与える重要な事項について 監査等委員会に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反並びに不正行為の事実、または当社及びグループ会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅滞なく報告するものとする。なお、前記に係わらず、監査等委員は必要に応じて、当社及び当社子会社の取締役並びに使用人に対し報告を求めることができるものとする。

(2) 当社及び当社子会社は、前号の報告及び当社グループ共通の社内通報制度により通報者が通報を行ったことを理由として、解雇その他のいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない。

(3) 監査等委員は、会計監査人、内部監査部門と情報交換に努め、連携して当社及びグループ会社の監査の実効性を確保するものとする。

(4) 監査等委員が職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査等委員の職務遂行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 重要

(1) 当社は、反社会的勢力との関係を遮断するため、「倫理規程」、「コンプライアンス基本方針」等に従い、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除するものとする。

(2) コンプライアンス委員会による、協力機関(外注先)への反社会的勢力に関する情報提供依頼、及び誓約書の提出依頼等により、同勢力の排除に向けた協力体制を継続するものとする。

(3) 反社会的勢力との関係について取締役及び使用人に疑義ある行為があった場合、または同勢力から不当要求等があった場合は、内部通報制度により社内の通報窓口、または社外の弁護士を通じて会社に通報するものとする。

(4) 販売先、外注先、経費支出先、仕入先、株主等の、新聞記事検索や信用調査機関による調査、インターネット検索エンジンによる検索を、定期的の実施することにより、ステークホルダーに反社会的勢力が係わっていないことを確認するものとする。

Vその他

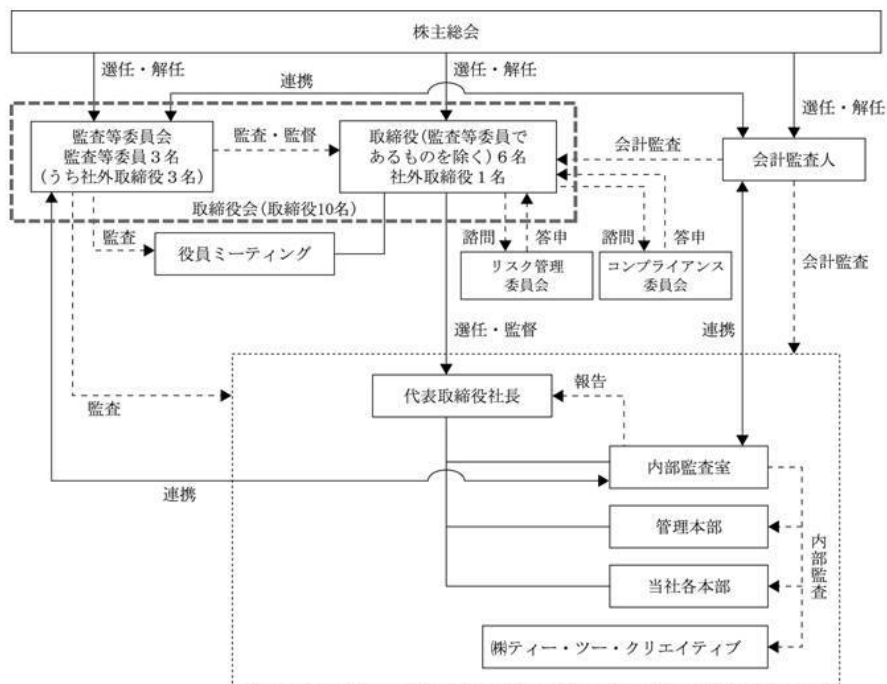
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 **更新** なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

模式図



会社情報の把握・開示体制

